【事案３】

<table>
<tr><td colspan="2">問合せ先</td><td>福祉局障がい者施策部運営指導課（06-6241-6506）
福祉局高齢者施策部介護保険課（06-6241-6505）
福祉局生活福祉部保護課（06-6208-8272）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">対象事業所</td><td>運営法人</td><td>合同会社燎（代表社員　緒方　政勝）</td></tr>
<tr><td>事業所名称</td><td>訪問介護バンブー</td></tr>
<tr><td>所在地</td><td>大阪市生野区舎利寺三丁目３番 27 号</td></tr>
<tr><td>サービス種別及び指定日</td><td>介護保険法による事業
訪問介護：令和８年１月１日指定
介護予防型訪問サービス：令和８年１月１日指定
障害者総合支援法による事業
居宅介護、重度訪問介護：令和８年１月１日指定
移動支援：令和８年５月１日登録</td></tr>
<tr><td rowspan="2">処分内容及び処分理由</td><td>処分内容</td><td>指定の取消し（指定取消日　令和８年 11 月 16 日）</td></tr>
<tr><td>処分理由</td><td>介護保険法による事業
【訪問介護】
人員基準違反
管理者について、事業所指定当初から、常勤かつ専ら当該事業所の管理業務に従事する者を適切に配置しておらず、長期間人員基準が遵守されていなかった。
運営基準違反
事業所指定当初から、利用者へのサービス提供にあたり訪問介護計画やサービスの提供記録が作成されていないものが多数認められた。
また、管理者について、従業者の業務の実施状況の把握及び従業者に法令を遵守させるための必要な指揮命令が行えていなかった。
介護給付費の請求に関する不正
少なくとも利用者 2 名について、令和８年１月分において、サービス提供を行っていない従業者の氏名を使い、あたかも当該従業者がサービス提供を行ったように「サービス提供実績表」を虚偽作成し、不正に介護給付費を請求し受領した。
虚偽答弁
事業所の従業者（事業所運営に影響力のある者）が他の従業者に対し、監査における本市職員からの質問に当たり事実と異なる答弁をするよう指示し、当該虚偽答弁の指示を受けた従業者が、虚偽の答弁を行った。
【介護予防型訪問サービス】
その他法令違反
一体的に運営する指定訪問介護事業において、人員基準違反、運営基準違反、介護給付費の請求に関する不正並びに虚偽答弁が行われた。</td></tr>
</table>

		障害者総合支援法による事業 【居宅介護、重度訪問介護】 その他法令違反 一体的に運営する指定訪問介護事業において、人員基準違反、運営基準違反、介護給付費の請求に関する不正並びに虚偽答弁が行われた。
経済上の措置		介護保険法による事業 令和８年１月分において、不正に請求し受領していた介護給付費を返還させるほか、介護保険法第 22 条第 3 項の規定により当該返還金額に 100 分の 40 を乗じて得た加算額を支払わせる。 返還額（概算）については、次のとおり。 訪問介護：53,004 円（不正請求額 37,860 円、加算額 15,144 円） 介護予防型訪問サービスの返還金はありません。 生活保護法による事業 上記、介護給付費の返還に伴い、令和８年１月分において、不正に請求し受領していた介護扶助費を返還させるほか、生活保護法第 78 条第２項の規定により当該返還金額に 100 分の 40 を乗じて得た加算額を支払わせる。 返還額（概算）については、次のとおり。 訪問介護（介護扶助）：5,408 円（不正請求額 3,863 円、加算額 1,545 円） 障害者総合支援法による事業 経済上の措置なし